

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ
社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会
合同会議（第15回）

令和3年11月24日

【事務局】 それでは、引き続きまして総合資源エネルギー調査会の建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ、社会資本整備審議会の建築物エネルギー消費性能基準等小委員会第15回合同会議を始めさせていただきます。

【事務局】 本日の委員の出席状況でございますが、さきの3省合同会議におきまして御紹介させていただいているとおりですので、割愛させていただきます。

事務局は、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー課、国交省住宅局建築企画担当参事官室が務めさせていただきます。

それでは、この後、議事に入らせていただきます。引き続き〇〇委員長に2省合同会議の議長をお願いいたします。

それでは、議長、お願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。委員の皆様には、引き続きご出席いただきまして、ありがとうございます。

では、ただいまから、総合資源エネルギー調査会の建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ、社会資本整備審議会の建築物エネルギー消費性能基準等小委員会の第15回合同会議を開催させていただきます。

本会の議題は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく誘導基準の見直しについてでございます。

資料2の①エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準の見直し案、②建築物省エネ法に基づく誘導基準の見直し案に対するご意見につきましては、3省合同会議と共通の資料になっておりますので、説明は割愛させていただきます。

事務局から、資料4、②の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく誘導基準の見直しについてご説明をいただき、そこで質疑応答とさせていただきたいと思っております。

【事務局】 それでは資料4、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づ

く誘導基準の見直しについてご説明いたします。

1 ページ目をお願いします。先ほどのご説明と重複する部分はありますが、改正案のところにつきまして、一次エネルギー消費量の水準につきましては用途ごとに0.6と0.7、外皮（PAL*）の水準については達成を求めるということで、存置するということになります。上側の枠の中の赤書きも先ほどと同様で、誘導すべき基準であることから存知、将来の建築物省エネ法の省エネ基準、義務基準の引上げの際には検討するということが期待されております。

2 ページ目につきましては先ほどと全く同様に、ZEHの水準を求め、BEI0.8、強化外皮基準を求めるということでそのままでございます。

3 ページ目をご覧ください。こちらにつきましても同様に、11月4日に提示させていただいた内容そのままに、共同住宅の外皮基準の評価に関しては住戸間の熱損失の扱いについて検証を行うという追記をさせていただいているというところでございます。

ご説明については、以上です。

【議長】 ありがとうございます。それでは、以上の説明内容につきまして、ご質問、ご意見を含め発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。資料が一緒なので、改めて何かあればということだと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど申し上げたように、一部委員長に修正を一任いただきたいということで、この部分は私のほうで事務局と調整させていただければと思っております。その前提で、委員長に一任をしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「異議ありません」の声あり）

【議長】 ありがとうございます。それでは、委員長一任ということで進めさせていただきたいと思っております。

ほかにご意見なければ、議事は以上とさせていただきたいと思っております。

ほかにも、事務局から連絡事項等をお願い申し上げます。

【事務局】 今後の予定ですが、先ほどと同様に、今回ご議論いただいた内容を踏まえてパブリックコメントの実施、1月頃に建築環境分科会への報告を行い、3月頃の公布予定、施行の時期につきましても同じく令和4年秋頃を目標として進めたいと思っております。

なお、この後、直ちに国交省会議を開催いたしますので、総合資源エネルギー調査会の

建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループの皆様は退室のほどをお願いいたします。社会資本整備審議会の建築物エネルギー消費性能基準等小委員会の皆様におかれましては、引き続きご参加をお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございました。

— 了 —